

株 主 各 位

東京都港区新橋5丁目36番11号  
**横 浜 ゴ ム 株 式 会 社**  
取締役会長兼CEO 南 雲 忠 信

## 第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第138回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年3月27日（木曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月28日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都港区新橋5丁目36番11号 当社9階ホール
  3. 目的事項
- 報告事項
1. 第138期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第138期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項（株主総会参考書類は、44頁以降に記載しております。）
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役11名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類について、修正事項が生じた場合には、当社ホームページ(<http://www.yrc-pressroom.jp/ir/>)において修正後の内容を掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成25年1月1日から  
平成25年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、米国経済が回復基調に転じ、低迷が続いた欧州経済も下げ止まり感が見え始めました。しかしながら、中国経済は減速し、アジアの新興国、資源国も成長が鈍化しました。

わが国経済は、政府の経済政策（アベノミクス）によって持ち直し始め、企業の景況感も好転、個人消費も徐々に持ち直してまいりました。タイヤ業界においても円安の進展、原材料価格の下落基調の影響等もあり堅調に推移しました。

こうした状況の中、当社グループは、販売力の強化、業務の効率化、コスト削減策等に取り組んだ結果、当期の連結売上高は6,016億29百万円（前期比7.5%増）、利益面では、連結営業利益が566億47百万円（前期比14.0%増）、連結経常利益が595億3百万円（前期比13.6%増）、連結当期純利益が350億7百万円（前期比7.3%増）となり、いずれも過去最高を記録しました。

当期における各事業の連結決算の状況は、次のとおりであります。

#### ① タイヤ事業

売上高は4,795億22百万円（前期比7.9%増）で、総売上高の79.7%を占めております。

営業利益は460億21百万円（前期比6.1%増）となり、営業利益全体の81.2%を占めております。

国内新車用タイヤの販売量は前期を下回りましたが、売上高は前期を上回りました。自動車生産は、後半にかけて軽自動車や輸出用を中心に回復基調となったものの前期を下回る状況でした。こうした中、当社グループは、プレミアムカーやエコカー向けタイヤの新車装着を数多くの車種で獲得することができました。

国内市販用タイヤの販売は、販売量、売上高共に前期を上回りました。市場価格が軟化したことにより販売競争が激化しましたが、冬用タイヤについては、時期を早めた販売施策が功を奏し、好調に推移しました。

また、夏用タイヤについては、低燃費タイヤのラインアップを充実させ、主力商品ブランドである「BluEarth（ブルーアース）」では、グレード最高峰商品として

「BluEarth-1 EF20 (ブルーアース - ワン イーエフニーマル)」やリニューアルによってさらにウェット性能を向上させた「BluEarth-A (ブルーアース - エース)」を投入したほか、スタンダード低燃費タイヤとして「ECOS ES31 (エコス・イーエスサンイチ)」を発売しました。

冬用タイヤでは、平成24年に販売開始した「YOKOHAMAの最高傑作」と自負する乗用車用スタッドレスタイヤ「ice GUARD 5 (アイスガード ファイブ)」が好評でした。

海外市販用タイヤについても、販売量、売上高共に前期を上回りました。ロシアなど一部の地域では、需要回復の遅れや価格競争激化により低調に推移しましたが、北米では、景気回復を背景とした需要回復が顕著で、欧州も徐々に回復基調に転じました。

さらに、トラック輸送を物流の主力とする北米市場において2本のタイヤを装着するところ、幅の広いタイヤ1本を装着することで輸送効率の向上と軽量化が可能となる超扁平シングルタイヤを発売しました。

## ② 工業品事業

売上高は968億82百万円(前期比5.5%増)で、総売上高の16.1%を占めております。営業利益は76億89百万円(前期比51.2%増)となり、営業利益全体の13.6%を占めております。

ホース配管は、特に米国での自動車用ホースの販売が好調に推移しました。工業資材は、コンベヤベルトの販売が堅調だったほか、防舷材、マリンホースなどの海洋商品の販売も好調で、いずれも販売量、売上高共に前期を上回りました。ハマタイト(当社接着剤等のブランド名)は自動車用が好調に推移しました。

工業品事業においては、さらに海外売上高比率を高めることにより成長を続ける計画です。その一環として、平成25年4月に中国、欧州に続く3番目の工業品製品販売会社をシンガポールに設立しました。

## ③ その他(航空部品事業・スポーツ事業等)

売上高は252億24百万円(前期比8.5%増)で、総売上高の4.2%を占めております。営業利益は29億54百万円(前期比136.1%増)となり、営業利益全体の5.2%を占めております。

航空部品事業は、官需は補用品、民需は小型機を中心に堅調に推移しました。

スポーツ事業は、アベノミクスの影響もあり、「PRGR(プロギア)」ブランドで展開するゴルフ用品市場は回復に転じ、新商品「iD nabla RED(アイディー・ナブラ・レッド)」、「egg(エッグ)」が好評を博し、販売量、売上高共に前期を上回りました。

## (2) 設備投資等の状況

当社グループは、成長市場、成長分野および研究開発を中心とした設備投資を実施しました。

タイヤ事業では、新商品の上市およびタイヤのハイインチ化・高性能化に対応するため、当社国内工場の製造設備の増強、生産性向上および品質向上等を図りました。海外子会社（フィリピン、ロシア、中国他）においても工場の新設・設備拡張を実施するなど、生産能力の増強を図りました。

工業品事業では、各種ホースを中心とした生産能力を増強したほか、品質向上等を図りました。

この結果、当期において実施した当社グループの設備投資総額は335億円となり、前期に比べ54億円増加しました。

当期中において実施した主な設備投資等は、次のとおりであります。

### 1) 当期中に生産開始した主要設備

<子会社>

子会社名	設備の内容
LLC ヨコハマ R.P.Z.	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備

### 2) 当期において継続中の主要設備

<子会社>

子会社名	設備の内容
蘇州優科豪馬輪胎有限公司	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備
ヨコハマタイヤ フィリピン INC.	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備

## (3) 資金調達の状況

平成25年10月31日に、第9回無担保社債100億円を発行しました。

## (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社グループは、取引関係強化のため、他の会社の株式を次のとおり取得しております。

銘柄	株式数（千株）	取得金額（百万円）
日本ゼオン(株)	2,546	2,999
(株)ADEKA	715	830
古河機械金属(株)	3,228	665

## (5) 対処すべき課題

### 1) 中期経営計画「GD100（グランド・デザイン100）」フェーズⅢへの取り組み

当社グループは、2006年度から創業100周年にあたる2017年を見据えた中期経営計画「GD100」に取り組んでおり、財務目標を売上高1兆円、営業利益1,000億円、営業利益率10%として掲げています。

「GD100」は3年ごとに4つのフェーズに分かれており、2012年度よりスタートしたフェーズⅢでは、フェーズⅡまでに築き上げてきた筋肉質な体質のさらなる強化と、事業環境の変化やリスクに耐えうるしなやかさを狙いとして、「強くしなやかな成長」をテーマに掲げ、様々な施策に取り組んでいます。

フェーズⅢでは、財務目標として、3年間累計で売上高1兆8,000億円、営業利益1,500億円、営業利益率8.3%の達成を目指しています。フェーズⅢの2年目に当たる2013年度終了時点で計画を上回る水準で推移しています。

フェーズⅢの基本的考え方は、「強固な事業基盤で原資を創出し、タイヤを中心に大型増産投資を積極化」することです。その達成に向けタイヤ、工業品などの各事業で成長戦略を実施すると共に、技術戦略、基盤強化、CSRへの取り組みを行っております。

#### ① タイヤ成長戦略

フェーズⅢの期間中にタイヤ生産能力を825万本増強し、2014年中に総生産能力を6,764万本に引き上げる計画です。その時点で海外生産能力比率は46%に達する見込みで、現在、海外生産拠点の増強を継続して実施しているほか、2014年中にインド工場での生産開始を計画しております。

また、フェーズⅣに向けて、米国ミシシッピ州にトラック・バス用タイヤ工場の建設を進めており、2015年秋から稼働する計画です。こうした一連の増強計画、新規投資については、情勢の変化に細心の注意を払い、柔軟かつ大胆に対応していく考えです。

#### ② 工業品成長戦略

工業品事業は、海外市場を積極的に拡大することで成長を続ける計画です。その一環として、2014年中には中国での油圧用ホース生産を開始します。

さらに、インドネシアに海洋商品の専門工場を新設し、2015年下期から稼働させる計画です。

#### ③ 技術戦略

基盤技術のさらなる構築および高性能化による他社との差別化技術を確認していくと共に、原価低減技術の追求を進めております。これを目的に昨年10月、タイのタイヤプルービング・グラウンドの機能を大幅に強化しました。

また、中国浙江省にある「優科豪馬（中国語読みでヨコハマ）中国技術センター」においては、原材料試験の機能を順次強化しております。

#### ④ 基盤強化

当社グループは、2006年から「ムダ取り活動」に取り組み、効率化と経費削減に努めています。

2013年は、国内物流拠点として業務効率向上を目的としたタイヤ、工業品製品の総合倉庫で販売会社の事務所も併設した仙台物流センターを新設しました。

また、国内ホース配管事業においては、長野工場近郊に新設した長野豊丘工場に平塚東工場の設備を移設し、生産工程の効率化（2014年中に終了）を図っております。

#### ⑤ CSRへの取り組み

東日本大震災の復興支援に関して、当社グループは、震災で甚大な被害を受けた大槌町において、平成24年から「平成の杜」植樹活動を行っています。これは、植物生態学者宮脇昭氏らの呼びかけで始まった「命を守る森の防潮堤」づくりに賛同したものです。

また、宮城県東松島市で平成26年1月から稼働を開始した長距離ベルトコンベヤにも当社製品が使用されています。災害公営住宅地のかさ上げに山から切り出した土砂を運ぶ目的で作られたもので、ダンプトラックでは3年かかる作業を約1年で終了させることができます。

当社グループの全世界の生産拠点で、平成29年までに50万本の植樹を行う「YOKOHAMA千年の杜」プロジェクトは、平成19年の活動開始以来平成25年までに約33万本の植樹を完了しました。

このほか、国内生産事業所では平成22年から事業所周辺の生物多様性保全活動にも取り組んでいます。平成25年10月には、三重県伊勢市の三重工場で、地域の皆様などをお招きし、第1回 生物多様性保全活動報告会を開催しました。

また、フィリピンの災害復興支援として、平成25年10月の地震被害、同年11月の台風被害について、当社グループで総額約1,500万円を寄付しました。

#### 2) 韓国クムホタイヤとの提携協議について

当社グループは、将来に向けたタイヤ関連技術の研究開発力を強化するため、韓国クムホタイヤと技術・資本提携の協議を進めております。技術提携の詳細協議を進めていくにあたり、同社との間で、平成26年2月に技術提携の目的や枠組みを定めた基本契約を締結いたしました。両社は、環境対応技術等の将来に向けたタイヤ関連技術の研究開発を共同で実施することにより、研究開発資源の共有と効率的な運用を通して、両社の競争力を強化することを目指しており、現在、技術提携の詳細を規定する「共同研究開発契約書」および「ライセンス・技術交換契約書」などの各種契約の締結に向けた詳細協議を進めております。また技術提携を強固なものとするため、両社が相互に株式を持ち合う形での資本提携についても協議を進めております。

## (6) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年3月期 (第135期)	平成23年12月期 (第136期)	平成24年12月期 (第137期)	平成25年12月期 (第138期) 当 期
売 上 高 (百万円)	519,742	465,133	559,700	601,629
当 期 純 利 益 (百万円)	13,923	11,618	32,611	35,007
1株当たり当期純利益(円)	41.55	34.68	97.87	108.32
総 資 産 (百万円)	478,915	501,786	543,829	653,584

- (注) 1. 第138期につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 第136期につきましては、決算期を3月31日から12月31日に変更したことに伴い、平成23年4月1日から平成23年12月31日までの9ヵ月間となっております。

## (7) 重要な子会社の状況（平成25年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容	当社の出資比率
ヨコハマゴム・ ファイナンス(株)	100 百万円	資金の調達・貸付・運用業務	100.0%
(株)ヨコハマタイヤジャパン	490 百万円	タイヤおよび 関連商品の販売	90.22%
横浜ゴムMBジャパン(株)	167.5 百万円	工業用品販売	100.0%
ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ (米国)	89.72 百万米ドル	ヨコハマタイヤ コーポレーション等の 株式の所有	100.0%
ヨコハマタイヤ コーポレーション (米国)	30 百万米ドル	タイヤおよび 関連用品の製造・販売	間接所有 100.0%
サスラバーカンパニー (米国)	4 百万米ドル	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
YH アメリカ INC. (米国)	7.37 百万米ドル	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
ヨコハマタイヤ フィリピン INC. (フィリピン)	86.93 百万米ドル	タイヤおよび 関連用品の製造・販売	96.62%
杭州優科豪馬輪胎有限公司 (中国)	561.82 百万元	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
協機工業股份有限公司 (中華民国)	249 百万台湾ドル	工業用品の製造・販売	49.0%
ヨコハマタイヤ マニュファ クチャリング (タイ)	5,886.9 百万パーツ	タイヤおよび 関連用品の製造・販売	100.0%
優科豪馬橡膠有限公司 (中国)	1,569.03 百万元	杭州優科豪馬輪胎有限公司、 蘇州優科豪馬輪胎有限公司等 の株式の所有、統括	100.0%
ヨコハマラバー (タイラ ンド) カンパニーLTD (タイ)	120 百万パーツ	工業用品の製造・販売	79.75%
蘇州優科豪馬輪胎有限公司 (中国)	699.67 百万元	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
LLC ヨコハマ R.P.Z. (ロシア)	3,762.31 百万ルーブル	タイヤの製造・販売	79.99% 間接所有 0.00%
横浜胶管配件 (杭州) 有限公司 (中国)	13.27 百万元	高低圧ホースの製造・販売	間接所有 100.0%



(8) 主要な事業内容（平成25年12月31日現在）

当社グループは、下記の製品の製造・販売を行っております。

事業	主要製品
タイヤ事業	乗用車用、トラック・バス用、産業車両用、建設車両用のタイヤ、タイヤ関連用品ほか
工業品事業	コンベヤベルト、各種ホース、接着剤・シーリング材ほか
その他 (航空部品事業・ スポーツ事業等)	航空機用ゴム・金属・複合材商品、スポーツ用品ほか

(9) 主要な営業所および工場（平成25年12月31日現在）

1) 当社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都	三島工場	静岡県	尾道工場	広島県
平塚製造所	神奈川県	新城工場	愛知県	平塚東工場	神奈川県
三重工場	三重県	茨城工場	茨城県	長野工場	長野県

2) 子会社

国内

会社名	所在地
ヨコハマゴム・ファイナンス(株)	東京都
(株)ヨコハマタイヤジャパン	東京都
横浜ゴムMBジャパン(株)	東京都

海外

会 社 名	所 在 地
ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ	米国 バージニア州
ヨコハマタイヤ コーポレーション	米国 カリフォルニア州
サスラバーカンパニー	米国 オハイオ州
YH アメリカ INC.	米国 ケンタッキー州
ヨコハマタイヤ フィリピン INC.	フィリピン クラーク 特別経済区
杭州優科豪馬輪胎有限公司	中国 浙江省
協機工業股份有限公司	中華民国 桃園県
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング (タイ)	タイ ラヨン県
優科豪馬橡膠有限公司	中国 上海市
ヨコハマラバー (タイランド) カンパニーLTD	タイ ラヨン県
蘇州優科豪馬輪胎有限公司	中国 江蘇省
LLC ヨコハマ R. P. Z.	ロシア リペツク 特別経済区
横浜胶管配件 (杭州) 有限公司	中国 浙江省

(10) 従業員の状態 (平成25年12月31日現在)

事 業 の 種 類	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
タ イ ヤ 事 業	15,760名	337名増
工 業 品 事 業	2,740名	6名減
そ の 他 (航空部品事業・スポーツ事業等)	1,270名	27名増
合 計	19,770名	358名増

(11) 当社の主要な借入先 (平成25年12月31日現在)

借 入 先	借入額 (百万円)
(株)みずほ銀行	14,967
(株)横浜銀行	13,081
(株)日本政策投資銀行	10,750

## 2. 会社の株式に関する事項（平成25年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 342,598,162株（前期末比増減なし）  
（自己株式19,437,042株を含む）
- (3) 株主数 13,612名（前期末比1,094名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本ゼオン(株)	32,553	10.07
朝日生命保険相互会社	21,999	6.80
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	18,415	5.69
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	18,032	5.57
(株)みずほ銀行	12,282	3.80
古河電気工業(株)	7,571	2.34
富士通(株)	6,189	1.91
東京海上日動火災保険(株)	6,031	1.86
第一生命保険(株)	5,320	1.64
(株)横浜銀行	4,999	1.54

（注） 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成25年12月31日現在）

該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年12月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
南 雲 忠 信	代表取締役会長兼CEO	
野 地 彦 旬	代表取締役社長	ヨコハマタイヤ コーポレーション 代表取締役社長 ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ代表取締役社長
小 林 達	取締役副社長 経営企画本部長 兼MB管掌	ヨコハマビジネスアソシエーション(株) 代表取締役社長
後 藤 祐 次	取締役 専務執行役員 タイヤ管掌 兼タイヤ生産本部長	
川 上 欽 也	取締役 常務執行役員 CSR本部長兼研究本部長 兼平塚製造所長	
大 石 貴 夫	取締役 常務執行役員 MB管掌代理 兼MBグローバル営業本部長	
森 田 史 夫	取締役 常務執行役員 スポーツ事業部担当 兼経理部担当兼IT企画部担当 兼グローバル調達本部担当	ヨコハマゴム・ファイナンス(株) 代表取締役社長
桂 川 秀 人	取締役 執行役員 タイヤ企画本部長 兼タイヤ海外営業本部長 兼タイヤ物流本部長	YOKOHAMA SCANDINAVIA AB 会長
久 世 哲 也	取締役 執行役員 タイヤ技術統括 兼タイヤ消費財開発本部長	ヨコハマ・モータースポーツ・イ ンターナショナル(株)代表取締役社 長
岡 田 秀 一	取締役	
福 井 隆	常任監査役（常勤）	
大 尾 雅 義	監査役（常勤）	
古 河 直 純	監査役	日本ゼオン(株)代表取締役会長 (株)トウペ会長
佐 藤 美 樹	監査役	朝日生命保険相互会社代表取締役 社長
梶 谷 剛	監査役	日本司法支援センター理事長

- (注) 1. 平成25年3月28日開催の第137回定時株主総会において、桂川秀人氏、久世哲也氏および岡田秀一氏が取締役役に、大尾雅義氏が監査役にそれぞれ新たに選任され、就任しました。
2. 辛島紀男氏は、平成25年3月28日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。
3. 藤原英雄氏は、平成25年3月28日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任しました。
4. 重要な兼職の異動の状況について
- (1) 取締役副社長 小林 達氏は、平成25年4月1日付でヨコハマビジネスアソシエーション(株) 代表取締役社長に就任しました。
- (2) 取締役執行役員 久世哲也氏は、平成25年4月1日付でヨコハマ・モータースポーツ・インターナショナル(株) 代表取締役社長に就任しました。
- (3) 代表取締役社長 野地彦旬氏は、平成25年5月1日付でヨコハマタイヤ コーポレーション 代表取締役社長およびヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ 代表取締役社長に就任しました。
- (4) 監査役 古河直純氏は、平成25年6月25日付で(株)トウペ 会長に、平成25年6月27日付で日本ゼオン(株) 代表取締役会長に就任しました。
5. 取締役 岡田秀一氏は、社外取締役であります。
6. 監査役 古河直純氏、監査役 佐藤美樹氏および監査役 梶谷 剛氏は、社外監査役であります。
7. 監査役 古河直純氏は日本ゼオン(株)の財務業務を、監査役 佐藤美樹氏は朝日生命保険相互会社の経営企画部門および経理部門にて、財務および会計に関する業務をそれぞれ経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役 岡田秀一氏、監査役 佐藤美樹氏および監査役 梶谷 剛氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

9. 平成25年12月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 お よ び 担 当
田 中 孝 一	専務執行役員 優科豪馬橡膠有限公司董事長 兼上海優科豪馬輪胎銷售有限公司董事長
高 岡 洋 彦	常務執行役員 タイヤ国内REP営業担当 兼㈱ヨコハマタイヤジャパン代表取締役社長
田 中 靖	常務執行役員 タイヤ管掌付特命担当 兼タイヤ北米工場臨時建設本部長
小 松 滋 夫	常務執行役員 グローバル調達本部長 兼ヨコハマモールド㈱代表取締役社長
西 田 敏 行	常務執行役員 MB生産・技術統括 兼MB生産・技術企画本部長
伏 見 隆 晴	常務執行役員 タイヤ直需営業本部長 兼ヨコハマコンチネンタルタイヤ㈱代表取締役社長
鈴 木 忠	執行役員 ヨコハマタイヤ フィリピン INC. 代表取締役社長
挾 間 浩 久	執行役員 グローバル品質保証統括兼MB品質保証本部長
菊 地 也 寸 志	執行役員 タイヤ技術開発本部長
中 澤 和 也	執行役員 横浜ゴムMBジャパン㈱代表取締役社長
岸 温 雄	執行役員 タイヤ生産財開発本部長
中 野 茂	執行役員 LLC ヨコハマR.P.Z. 代表取締役社長
近 藤 成 俊	執行役員 優科豪馬橡膠有限公司總經理 兼上海優科豪馬輪胎銷售有限公司總經理
鶴 野 孝 一	執行役員 ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング (タイ) 代表取締役社長 兼ヨコハマアジア代表取締役社長

## (2) 取締役および監査役の報酬等

取締役11名 498百万円（うち社外取締役1名 6百万円）

監査役6名 74百万円（うち社外監査役3名 18百万円）

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与（取締役121百万円、監査役11百万円）および平成19年6月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、当期中に退任した取締役1名への退職慰労金制度廃止打ち切り支給の額を含めております。
2. 人員数および支給額には、平成25年3月28日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含めております。

## (3) 社外役員に関する事項

### 1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況
社外取締役	岡田 秀一	なし
社外監査役	古河 直純	日本ゼオン(株)代表取締役会長 (株)トウペ会長
	佐藤 美樹	朝日生命保険相互会社代表取締役社長
	梶谷 剛	日本司法支援センター理事長

- (注) 1. 社外監査役古河直純氏の兼職先である日本ゼオン(株)は、合成ゴムなどの主要な供給先であります。また、同社は、当社株式32,553千株（議決権比率10.11%）を有する大株主であります。
2. 社外監査役佐藤美樹氏の兼職先である朝日生命保険相互会社は、当社と金銭借入の取引があります。また、同社は、当社株式21,999千株（議決権比率6.83%）を有する株主であります。
- 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はございません。

### 3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会および監査役会への出席状況	主な発言状況
社外取締役	岡 田 秀 一	取締役会：12回中11回出席	経済・社会など企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき、国際的な視点からの提言や意見表明を積極的に行っています。
社外監査役	古 河 直 純	取締役会：16回中15回出席 監査役会：全5回に出席	主に企業の経営および経理・財務に関する豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
	佐 藤 美 樹	取締役会：16回中14回出席 監査役会：全5回に出席	主に企業の経営および経理・財務に関する豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
	梶 谷 剛	取締役会：16回中14回出席 監査役会：5回中4回出席	主に法曹界における豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。

(注) 社外取締役岡田秀一氏につきましては、平成25年3月28日就任後の状況を記載しております。

### 4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	90百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、一部の子会社の次期会計システム導入に伴うアドバイザリー業務等について対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会における監査役会規則に基づき、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、当社監査役会で審議し解任・不再任を決議します。この場合、解任・不再任に関する議案を株主総会への付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議します。

また、監査役会は会計監査人の継続監査年数その他事情を総合的に勘案し、その解任または不再任を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項に基づき、平成18年5月11日開催の取締役会にて、業務の適正を確保するための次の体制を決議しました。また、平成21年4月28日開催の取締役会で、反社会的勢力排除に関する方針を1)項に明記するなどの見直しも行っております。

項目毎の概要は次のとおりです。

- 1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
横浜ゴムグループの「企業理念」「行動規範」を制定し統制すると共に、重要な案件などに関しては、監査役の出席のもとに行われる取締役会、経営会議などで審議、決定することにより、法令および定款を遵守しています。  
さらに、横浜ゴムグループ「行動規範」に反社会的勢力や団体とは一切の関係を遮断することを定め、毅然とした態度で反社会的勢力を排除します。  
監査役は、取締役会、経営会議への出席、関連子会社を含む業務状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従い、適切に保存・管理および見直しなどを行います。  
また、必要に応じて、取締役および監査役は当該各文書等の閲覧を常時できるものとします。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断的に管理し適切に対応すべく、リスクマネジメント委員会を設置し、さらにコンプライアンス委員会、中央防災会議、輸出管理委員会などにおいて種々の対応を実施します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催し、さらに重要事項については、事前に監査役も出席する経営会議にて十分に審議し、取締役の業務執行の強化と効率的な運営を行います。  
また、経営会議および定期的全体会議において業務執行者をレビューすることで、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築します。
- 5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、その実行部門としてコンプライアンス推進室を配置することで、速やかな情報伝達、展開と役員および使用人全員が法令および定款を遵守するための啓発活動を行います。

また、内部通報窓口としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、必要な情報が届けられる体制を構築します。

- 6) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

横浜ゴムグループ「行動規範」を基礎として、グループ各社における諸規定を定め行動します。

コンプライアンス推進室およびグループ各社のコンプライアンス推進責任者は、情報の共有化、問題点の把握を図り、法令遵守体制を強化します。

関連子会社の予算は当社の経営会議で承認のうえ執行され、その事業内容は定期的取締役会および経営会議に報告されます。

- 7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき体制として、監査役付を配置します。監査役付の人事異動、人事評価については、監査役の意見を尊重し、同意を必要とします。また、監査役付は、当社の業務執行に関わる役職を兼務しません。これにより、監査役監査基準における監査職務を補助する体制を確保します。

- 9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、当社の取締役会、経営会議その他の重要な会議（コンプライアンス委員会など）に出席し、業務執行に関する報告を受けます。また、取締役または使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告を行い、適時資料の提出を行います。

監査役は、計画的に行われる各部門へのヒヤリングを通して、情報の入手および実態の把握を行います。

- 10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、会計監査人と協議の場を持ち、相互の信頼関係を高めます。また、法令違反、コンプライアンス問題、内部通報、および当社の業務および業績に影響を与える重要な事項が発生した場合には、監査役にただちに報告する体制を確保します。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### 1) 基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株主の皆さまおよび投資家の皆さまによる当社株式の売買を妨げることはありません。従って、当社の株式を大量に取得しようとする者が出現した場合にこれを受け入れるかどうかは、最終的には当社株主の皆さまの意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模な取得行為またはこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値および株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模な取得行為またはこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模な取得行為またはこれに類する行為の内容や当該株式を大量に取得しようとする者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆さまの判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を妨げるような株式の大規模な取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模な取得行為に対しては、株主の皆さまの事前の承認に基づき、当社取締役会が、法令および定款によって許容される限度において当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考えております。

当社は、以上をもって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

### 2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、創業100周年にあたる2017年を見据えた中期経営計画「GD100」を策定し、目標達成に向けた事業戦略を推進します。2012年度から始まった「GD100」フェーズⅢでは、「強くしなやかな成長」をテーマとして掲げ、環境の変化に柔軟に対応しつつ、様々な施策に取り組むと共に、CSR経営を進めております。

さらに、当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識しており、今後も、継続的な安定配当を基本としたうえで、連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

以上のような中長期的視点に立った各取り組みを通じて、グローバルな成長による規模の拡大と業界トップレベルの高収益体質を実現すると共に、すべてのステークホルダーと良好な信頼関係を築き、社会への貢献を果たすことが、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることになると考えております。

- 3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記のような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成23年5月20日に開催された取締役会において、全取締役の賛成により、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を決定し、導入いたしました。

本対応方針の概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページ掲載の適時開示文書「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。また、以下に言及しております「大規模買付行為」、「大規模買付者」の定義につきましても、当該適時開示文書をご参照ください。（参考URL <http://www.yrc-pressroom.jp/ir/index.shtml>）

#### <本対応方針の概要>

##### ① 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、大規模買付者に対して大規模買付ルールに従うことを求めるものです。

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所要の期間が経過して初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

##### ② 対抗措置の発動

取締役会は、大規模買付行為に対して当社の企業価値および株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

この対抗措置は、新株予約権の無償割当、新株予約権の第三者割当による発行、新株の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択いたします。

##### ③ 有効期間

本対応方針につきましては、平成23年5月20日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、平成23年6月29日に開催された当社定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て効力が生じております。

本対応方針の有効期間は、平成26年3月に開催予定の当社定時株主総会の終了時点までとなっております。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または、②当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止いたします。

4) 上記の取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社の中期経営計画は、中長期的視点から当社の企業価値および株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うと共に当社の企業価値・株主共同利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。
- ② 本対応方針は、当社株主総会の議案としてお諮りして、株主の皆さまの意思を確認させていただくこととし、株主の皆さまのご賛同が得られなかった場合には、本対応方針は廃止されることとなります。そのため、本対応方針の消長および内容は、当社株主の皆さまの合理的意思に依拠したものとなっております。
- ③ 本対応方針の対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、当社および当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士および学識経験者等、ならびに社外の経営者により構成される独立委員会を設置しております。
- ④ 本対応方針に定める対抗措置は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。
- ⑤ 当社取締役は、判断の客観性・合理性を担保された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- ⑥ 本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）のいずれでもありません。

---

(注) 事業報告に記載の金額（1株当たり当期純利益は除く）は、百万円未満もしくは億円未満を切り捨て、また、千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

# 連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	百万円	( 負 債 の 部 )	百万円
流 動 資 産	319,293	流 動 負 債	270,059
現金及び預金	37,178	支払手形及び買掛金	76,718
受取手形及び売掛金	167,831	電子記録債務	6,870
商品及び製品	63,008	一年内償還社債	10,000
仕 掛 品	7,272	コマーシャルペーパー	12,000
原材料及び貯蔵品	20,742	短期借入金	101,447
繰延税金資産	11,583	未払法人税等	11,035
そ の 他	12,646	返品調整引当金	852
貸倒引当金	△ 970	そ の 他	51,134
固 定 資 産	334,291	固 定 負 債	104,504
有 形 固 定 資 産	207,570	社 債	10,000
建物及び構築物	66,767	長期借入金	41,803
機械装置及び運搬具	77,396	退職給付引当金	18,554
土 地	35,593	繰延税金負債	18,679
建設仮勘定	17,452	そ の 他	15,466
そ の 他	10,360	負 債 合 計	374,563
無 形 固 定 資 産	3,562	( 純 資 産 の 部 )	
投資その他の資産	123,157	株 主 資 本	233,265
投資有価証券	99,638	資 本 金	38,909
繰延税金資産	6,069	資 本 剰 余 金	31,953
そ の 他	17,973	利 益 剰 余 金	173,760
貸倒引当金	△ 523	自 己 株 式	△ 11,357
資 産 合 計	653,584	その他の包括利益累計額	37,490
		その他有価証券評価差額金	38,585
		為替換算調整勘定	4,299
		在外子会社の年金債務調整額	△ 5,394
		少 数 株 主 持 分	8,264
		純 資 産 合 計	279,020
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	653,584

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		601,629
売 上 原 価		395,501
売 上 総 利 益		206,128
販売費及び一般管理費		149,481
営 業 利 益		56,647
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	333	
受 取 配 当 金	1,557	
為 替 差 益	4,649	
雑 収 入	1,732	8,273
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,846	
雑 損 失	2,570	5,416
経 常 利 益		59,503
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,118	
事 業 構 造 改 善 費 用	1,155	
減 損 損 失	1,410	3,684
税金等調整前当期純利益		55,819
法人税、住民税及び事業税	20,889	
法 人 税 等 調 整 額	△ 17	20,872
少数株主損益調整前当期純利益		34,946
少 数 株 主 損 失		△ 60
当 期 純 利 益		35,007

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年1月1日残高	38,909	31,952	145,606	△ 11,294	205,174
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 7,110		△ 7,110
当 期 純 利 益			35,007		35,007
連結範囲の変動			257		257
自己株式の取得				△ 64	△ 64
自己株式の処分		0		0	1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	0	28,153	△ 63	28,090
平成25年12月31日残高	38,909	31,953	173,760	△ 11,357	233,265

科 目	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	在外子会社の 年金債務 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成25年1月1日残高	20,330	△ 14,938	△ 6,408	△ 1,016	7,191	211,349
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△ 7,110
当 期 純 利 益						35,007
連結範囲の変動						257
自己株式の取得						△ 64
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18,255	19,237	1,014	38,507	1,073	39,580
当期変動額合計	18,255	19,237	1,014	38,507	1,073	67,671
平成25年12月31日残高	38,585	4,299	△ 5,394	37,490	8,264	279,020

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社の数 121社  
主要会社名：ヨコハマタイヤコーポレーション、(株)ヨコハマタイヤジャパン 他  
非連結子会社の数 24社
  - (2) 当連結会計年度の連結子会社の変動は、次の通りであります。  
(増加) 10社 ヨコハマゴム・マリン&エアロスペース(株) 他 9社 (重要性が増したことによる増加)  
(減少) 3社 浜ゴム興産(株) 他 2社 (清算及び合併等による減少)
  - (3) 非連結子会社ヨコハマモールド(株)等24社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の合計は、いずれも少額で重要性が乏しいため連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社  
非連結子会社の数 0社  
関連会社の数 2社  
関連会社名：GTYタイヤカンパニー、ヨコハマコンチネンタルタイヤ(株)
  - (2) 持分法を適用していない非連結子会社ヨコハマモールド(株)等24社及び関連会社ジヤトマ建物(株)等42社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため適用を除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - (イ) 有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
    - 時価のないもの  
移動平均法による原価法
  - (ロ) デリバティブ  
時価法
  - (ハ) たな卸資産  
当社は移動平均法による原価法を、国内連結子会社は主として移動平均法による原価法を、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法を採用しております。(当社及び国内連結子会社の貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法
  - (イ) 有形固定資産  
主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 5年～50年  
機械装置及び運搬具並びに工具器具備品 2年～10年

(ロ)無形固定資産

主として定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(ハ)返品調整引当金

スノータイヤの返品に伴う損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見積額を計上しております。

(ニ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて表示しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利通貨スワップについては特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…通貨スワップ、金利通貨スワップ
- ・ヘッジ対象…外貨建長期預り金、外貨建長期貸付金

(ハ)ヘッジ方針

内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

## (二)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

### (6) のれんの償却方法及び償却期間

金額に重要性がないものについては、発生時に一括償却しております。

### (7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 5. 会計方針の変更

従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、建物及び当社の尾道工場については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更いたしました。

当社が中期経営計画「ブランドデザイン100（GD100）」の第3ステップとして平成24年1月に策定した「GD100 PhaseⅢ」において、海外ではロシア、中国、アジアを中心とした大規模な増産投資を進め海外生産比率を大幅に高める一方、国内では定常的な維持・更新を中心とした設備投資を実施することを計画しております。

こうした中、当連結会計年度より上記計画に基づき増産投資が行われた海外連結子会社の生産設備が本格稼働を迎えることを契機に、当社の生産設備の使用実態を適切に反映した減価償却方法について検討いたしました。

この結果、今後、当社の生産設備の稼働は安定的に推移していき、設備投資は定常的な維持・更新を中心とした案件が大半となり、将来に亘って同様の設備の使用状況が継続すると見込まれることから、当社の有形固定資産の減価償却の方法として定額法を採用することが、期間損益計算をより適正に行うための費用配分方法であると判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ3,764百万円増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：百万円)

種 類	期末帳簿価額	内 容	期 末 残 高
建 物 及 び 構 築 物	203	短期借入金	300
土 地	509	長期借入金 (一年内返済分含む)	1
計	712	計	301

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

473,265百万円

### 3. 保証債務

(単位：百万円)

被 保 証 者	保 証 金 額	被保証債務の内容
ヨコハマタイヤ (ベトナム) INC.	209	借入金
ワイ・ティール・ラバー CO., LTD.	2,650	借入金
ヨコハマモーターズ(株)	200	借入金
計	3,059	

4. 期末日満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。なお、当期の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高より除かれております。

受取手形	898百万円
支払手形	868百万円
その他（固定資産購入支払手形）	188百万円

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 期 間 増加株式数(千株)	当 連 結 会 計 期 間 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株 式 数 (千株)
発行済株式数				
普通株式	342,598	—	—	342,598
自己株式				
普通株式(注)	19,377	60	0	19,437

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買い取り請求によるものであり、減少は単元未満株式の買い増し請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金 の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当 たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	3,878	利益 剰余金	12	平成24年12月31日	平成25年3月29日
平成25年8月9日 取締役会	普通株式	3,231	利益 剰余金	10	平成25年6月30日	平成25年8月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の 種 類	配当金 の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当 たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成26年3月28日 定時株主総会	普通株式	3,877	利益 剰余金	12	平成25年12月31日	平成26年3月31日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

なお、デリバティブは内部管理規則に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	37,178	37,178	—
(2) 受取手形及び売掛金	167,831	167,831	—
(3) 投資有価証券	92,721	92,721	—
(4) 長期貸付金	2,459	2,459	—
資産計	300,191	300,191	—
(1) 支払手形及び買掛金	76,718	76,718	—
(2) 電子記録債務	6,870	6,870	—
(3) 短期借入金	79,622	79,622	—
(4) 未払費用	33,916	33,916	—
(5) コマーシャルペーパー	12,000	12,000	—
(6) 社債	20,000	19,569	△430
(7) 長期借入金	63,628	64,150	521
(8) 長期預り金	638	643	4
負債計	293,395	293,491	95
デリバティブ取引(※)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(708)	(708)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を当該貸し付けの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップについては特例処理を適用しており、ヘッジ対象とされている長期貸付金と一体として処理されているため、その時価は長期貸付金に含めて記載しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払費用、並びに(5) コマーシャルペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 長期預り金

長期預り金の時価については、元利金の合計額を当該預りの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。長期預り金は通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、当該預りの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引の時価については、先物為替相場または主たる金融機関から提示された価格によっております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期預り金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期預り金の時価に含めて記載しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,916百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	837円84銭
2. 1株当たり当期純利益	108円32銭

# 貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	172,442	流動負債	164,360
現金及び預金	374	支払手形	4,675
受取手形	3,640	電子記録債務	5,392
売掛金	125,391	買掛金	42,955
製品	15,458	一年内償還社債	10,000
原材料	6,715	コマーシャルペーパー	12,000
仕掛品	5,927	短期借入金	52,116
貯蔵品	1,846	未払金	1,777
前払費用	698	未払費用	17,108
繰延税金資産	2,455	未払法人税等	8,693
短期貸付金	3,271	預り金	5,838
未収入金	6,437	役員賞与引当金	132
その他の	225	その他	3,669
固定資産	260,930	固定負債	57,373
有形固定資産	74,598	社債	10,000
建物	22,502	長期借入金	18,830
構築物	2,176	長期預り金	1,636
機械装置	25,850	退職給付引当金	11,107
車両運搬具	437	長期未払金	137
工具器具備品	3,688	繰延税金負債	15,385
土地	13,163	その他	276
リース資産	524	負債合計	221,734
建設仮勘定	6,253	(純資産の部)	
無形固定資産	1,539	株主資本	177,588
ソフトウェア	1,501	資本	38,909
施設利用権	37	資本剰余金	31,953
諸権利	0	資本準備金	31,952
投資その他の資産	184,792	その他資本剰余金	0
投資有価証券	85,965	利益剰余金	118,083
関係会社株式	59,501	利益準備金	8,778
出資金	1	その他利益剰余金	109,305
関係会社出資金	34,076	配当引当積立金	700
長期貸付金	2,466	固定資産圧縮積立金	2,125
長期前払費用	926	特別償却準備金	23
その他の	1,971	別途積立金	43,900
貸倒引当金	△ 116	繰越利益剰余金	62,556
資産合計	433,373	自己株式	△ 11,357
		評価・換算差額等	34,051
		その他有価証券評価差額金	34,051
		純資産合計	211,639
		負債及び純資産合計	433,373

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		366,199
売上原価		259,079
売上総利益		107,119
販売費及び一般管理費		61,363
営業利益		45,755
営業外収益		
受取利息	78	
受取配当金	2,705	
雑収入	4,256	7,040
営業外費用		
支払利息	1,307	
雑損失	1,103	2,411
経常利益		50,384
特別損失		
固定資産除売却損	884	
事業構造改善費用	845	1,730
税引前当期純利益		48,654
法人税、住民税及び事業税	16,053	
法人税等調整額	584	16,637
当期純利益		32,016

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		配当引当金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成25年1月1日残高	38,909	31,952	—	31,952	8,778	700	2,188	48	43,900	37,562	93,177
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩				—			△63			63	—
特別償却準備金の取崩				—				△24		24	—
剰余金の配当				—						△7,110	△7,110
当期純利益				—						32,016	32,016
自己株式の取得				—							—
自己株式の処分			0	0							—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	△63	△24	—	24,994	24,906
平成25年12月31日残高	38,909	31,952	0	31,953	8,778	700	2,125	23	43,900	62,556	118,083

科 目	株 主 資 本		評価・換算差額等 その 他 証 券 評 価 差 額 金	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成25年1月1日残高	△11,294	152,745	17,635	170,380
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
特別償却準備金の取崩		—		—
剰余金の配当		△7,110		△7,110
当期純利益		32,016		32,016
自己株式の取得	△64	△64		△64
自己株式の処分	0	1		1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			16,415	16,415
事業年度中の変動額合計	△63	24,843	16,415	41,258
平成25年12月31日残高	△11,357	177,588	34,051	211,639

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券
    - ・子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - ・その他有価証券  
時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
  - (2) デリバティブ  
時価法
  - (3) たな卸資産  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5年～50年
機械装置、車両運搬具並びに工具器具備品	2年～10年
  - (2) 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金は、受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 役員賞与引当金は、役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利通貨スワップについては特例処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…通貨スワップ、金利通貨スワップ
- ・ヘッジ対象…外貨建長期預り金、外貨建長期貸付金

##### (3) ヘッジ方針

内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 6. 会計方針の変更

従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、建物及び当社の尾道工場については定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更いたしました。

当社が中期経営計画「グランドデザイン100（GD100）」の第3ステップとして平成24年1月に策定した「GD100PhaseⅢ」において、海外ではロシア、中国、アジアを中心とした大規模な増産投資を進め海外生産比率を大幅に高める一方、国内では定常的な維持・更新を中心とした設備投資を実施することを計画しております。

こうした中、当事業年度より上記計画に基づき増産投資が行われた海外連結子会社の生産設備が本格稼働を迎えることを契機に、当社の生産設備の使用実態を適切に反映した減価償却方法について検討いたしました。

この結果、今後、当社の生産設備の稼働は安定的に推移していき、設備投資は定常的な維持・更新を中心とした案件が大半となり、将来に亘って同様の設備の使用状況が継続すると見込まれることから、当社の有形固定資産の減価償却の方法として定額法を採用することが、期間損益計算をより適正に行うための費用配分方法であると判断いたしました。

この変更により、従来の方策によった場合と比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ3,764百万円増加しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 341,368百万円
2. 保証債務

(百万円)

被 保 証 者	保 証 金 額	被保証債務の内容
ヨコハマタイヤ フィリピンINC.	15,378	借入金
ヨコハマゴム・ファイナンス(株)	14,239	〃
蘇州優科豪馬輪胎有限公司	7,245	〃
LLC ヨコハマ R.P.Z.	5,412	〃
杭州優科豪馬輪胎有限公司	4,255	〃
優科豪馬橡膠有限公司	4,215	〃
ヨコハマロシア LLC	3,952	〃
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング (タイ)	3,319	〃
ワイ・ティー・ラバー CO., LTD.	2,650	〃
ヨコハマタイヤ (カナダ) INC.	2,167	〃
横浜ゴムMBジャパン(株)	831	電子記録債務
ヨコハマヨーロッパ GmbH	742	借入金
浜ゴム物流(株)	646	電子記録債務
ヨコハマタイヤ (ベトナム) INC.	209	借入金
ヨコハマモールド(株)	200	〃
計	65,466	

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	86,137百万円
長期金銭債権	2,981百万円
短期金銭債務	11,686百万円

4. 期末日満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。なお、当期の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高より除かれております。

受取手形	105百万円
支払手形	595百万円
その他 (固定資産購入支払手形)	142百万円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高	243,147百万円
仕入高	55,481百万円
販売費及び一般管理費	12,881百万円

#### 営業取引以外の取引高

受取利息	25百万円
受取配当金	1,334百万円
受取賃借料	159百万円
資産購入高	1,772百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（千株）	19,377	60	0	19,437

（注1）増加株式数の内訳は、単元未満株式の買い取り請求による増加60千株であります。

（注2）減少株式数の内訳は、単元未満株式の買い増し請求による減少0千株であります。

## 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### （繰延税金資産）

未払従業員賞与	66百万円
退職給付引当金	8,230 "
投資有価証券評価損	30 "
その他	3,823 "

繰延税金資産小計 12,150百万円

評価性引当額 △490 "

繰延税金資産合計 11,660百万円

#### （繰延税金負債）

退職給付信託設定益	△3,018 "
退職給付信託設定株式受入差益	△1,841 "
固定資産圧縮積立金	△1,166 "
その他有価証券評価差額金	△18,548 "
その他	△14 "

繰延税金負債合計 △24,590百万円

繰延税金資産（負債）の純額 △12,930百万円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
主要株主 (会社等)	日本ゼオン(株)	被所有 直接 10%	日本ゼオン (株)製品の 購入 役員の兼任	原材料の購入(注1)	15,958	買掛金	9,451

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)原材料の購入については、日本ゼオン(株)社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
子会社	(株)ヨコハマ タイヤジャパン	所有 直接 90%	当社製品の 販売先 役員の兼任 業務委託	製品の売上(注1)	93,381	売掛金	43,068
	ヨコハマタイヤ コーポレーション	所有 間接 100%	当社製品の 販売先 役員の兼任	製品の売上(注1)	40,967	売掛金	7,255
	横浜ゴム MBジャパン(株)	所有 直接 100%	当社製品の 販売先 役員の兼任	製品の売上(注1)	30,696	売掛金	12,184
	ヨコハマゴム・ ファイナンス(株)	所有 直接 100%	資金の調達 ・貸付 役員の兼任	保証債務(注2) 資金の貸付(注3) 資金の返済	14,239 102,550 103,550	— — —	— — —
	ヨコハマタイヤ フィリピン INC.	所有 直接 96%	当社製品の 製造 役員の兼任	保証債務(注2)	15,378	—	—
	蘇州優科豪馬 輪胎有限公司	所有 間接 100%	当社製品の 製造 役員の兼任	保証債務(注2)	7,245	—	—
	LLC ヨコハマ R.P.Z.	所有 直接 間接 79% 0%	当社製品の 製造 役員の兼任	保証債務(注2)	5,412	—	—

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 当社は、子会社の銀行借入に対して、債務保証を行っております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

1.	1株当たり純資産額	654円90銭
2.	1株当たり当期純利益	99円07銭



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年2月18日

横浜ゴム株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 勝彦<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木達也<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜ゴム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法について、当連結会計年度より変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年2月18日

横浜ゴム株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 勝彦<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木達也<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法について、当事業年度より変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第138期事業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針・計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月19日

横浜ゴム株式会社 監査役会

常任監査役	福 井 隆◎
常勤監査役	大 尾 雅 義◎
社外監査役	古 河 直 純◎
社外監査役	佐 藤 美 樹◎
社外監査役	梶 谷 剛◎

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を図りつつ、配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、最近の経営状況および諸般の事情を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。  
この場合の配当総額は 3,877,933,440円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年3月31日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となり、また、コーポレートガバナンス体制の強化のため、社外取締役1名を増員いたしたく、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	なぐもただのぶ 南雲忠信 (昭和22年2月12日生)	昭和44年4月 当社入社 平成6年5月 当社新城工場副工場長 平成8年7月 ヨコハマタイヤ フィリピン INC. 代表取締役社長 平成11年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役 平成16年6月 当社代表取締役 社長 平成23年6月 当社代表取締役 会長兼CEO（現在 に至る）	149,050株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	<p data-bbox="244 532 491 608">の じ ひこ みつ 野 地 彦 旬 (昭和33年10月30日生)</p>	<p data-bbox="527 172 871 975"> 昭和57年4月 当社入社  平成14年7月 当社新城工場副工  場長  平成16年6月 当社三島工場長  平成19年1月 ヨコハマタイヤ  フィリピン INC.  代表取締役社長  平成20年6月 当社執行役員  平成21年6月 当社取締役 執行  役員  平成22年6月 当社取締役 常務  執行役員  平成23年4月 当社取締役 専務  執行役員  平成23年6月 当社代表取締役社長  (現在に至る)  平成25年5月 ヨコハマタイヤ  コーポレーション  代表取締役社長  兼ヨコハマコーポ  レーションオブノ  ースアメリカ代表  取締役社長 (現在  に至る)  (重要な兼職の状況)  ヨコハマタイヤ コーポレーション  代表取締役社長  ヨコハマ コーポレーション オブ  ノースアメリカ代表取締役社長 </p>	47,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	こ ばやし とおる 小 林 達 (昭和28年3月16日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年10月 当社タイヤ企画部 長 平成16年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 執行 役員 平成20年4月 当社取締役 常務 執行役員 平成21年6月 当社取締役 専務 執行役員 平成23年6月 当社取締役 副社 長 (現在に至る) 平成25年4月 ヨコハマビジネス アソシエーション (株)代表取締役社長 (現在に至る)  (重要な兼職の状況) ヨコハマビジネスアソシエーシ ョン(株)代表取締役社長	28,000株
4	ご とう ゆう じ 後 藤 祐 次 (昭和28年12月21日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年12月 当社タイヤ第二設 計部長 平成16年6月 当社タイヤ技術本 部長代理 兼タイヤ第二製品 企画部長 平成18年1月 当社タイヤ企画本 部長代理 兼タイヤ第二製品 企画部長 平成18年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役 常務 執行役員 平成24年3月 当社取締役 専務 執行役員 (現在に 至る)	20,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	おお いし たか お 大 石 貴 夫 (昭和30年12月11日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社タイヤ第二直 需部長 平成16年6月 当社タイヤ海外直 需部長 平成17年6月 当社タイヤ海外第 一営業部長 平成17年10月 当社タイヤ海外第 一営業部長 兼ヨコハマヨー ロッパGmbH代表取締 役社長 平成19年6月 ヨコハマタイヤコ ーポレーション取 締役員副社長 平成20年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役 常務 執行役員 (現在に 至る)	21,000株
6	もり た ふみ お 森 田 史 夫 (昭和30年8月30日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年6月 当社経理部長 平成21年6月 当社執行役員 ヨコハマゴム・フ ァイナンス㈱代表 取締役社長 (現在 に至る) 平成22年6月 当社取締役 執行 役員 平成24年3月 当社取締役 常務 執行役員 (現在に 至る) (重要な兼職の状況) ヨコハマゴム・ファイナンス㈱ 代表取締役社長	14,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	かつら がわ ひで と 桂 川 秀 人 (昭和35年2月25日生)	昭和58年4月 当社入社 平成16年6月 当社タイヤ第二直 需部長 平成21年6月 ヨコハマコンチネ ンタルタイヤ(株)代 表取締役社長 兼当社タイヤ第二 直需部長 平成22年6月 当社執行役員 兼ヨコハマコンチ ネンタルタイヤ(株) 代表取締役社長 平成24年3月 当社執行役員 平成24年5月 YOKOHAMA SCANDINAVIA AB 会長 (現在に至 る) 平成25年3月 当社取締役 執行 役員 (現在に至 る) (重要な兼職の状況) YOKOHAMA SCANDINAVIA AB 会長	10,000株



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
8	く ぜ てつ や 久 世 哲 也 (昭和35年10月28日生)	昭和58年4月 当社入社 平成17年6月 当社新城工場副工 場長 平成18年4月 ヨコハマタイヤフ ィリピンINC. 取締 役副社長 平成20年1月 当社PC第一設計部 長 平成21年6月 当社タイヤ第一設 計部長 平成22年6月 当社執行役員 平成23年4月 ヨコハマタイヤフ ィリピンINC. 代 表取締役社長 平成25年3月 当社取締役 執行 役員（現在に至 る） 平成25年4月 ヨコハマ・モー タースポーツ・イン ターナショナル(株) 代表取締役社長 （現在に至る） （重要な兼職の状況） ヨコハマ・モータースポーツ・イ ンターナショナル(株) 代表取締役 社長	9,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	こまつしげお 小松滋夫 (昭和31年8月14日生)	昭和55年4月 当社入社 平成17年6月 当社秘書室長 平成19年6月 ヨコハマヨーロッパGmbH代表取締役社長 兼ヨコハマ ロシア LLC 代表取締役社長 兼YOKOHAMA SCANDINAVIA AB 代表取締役社長 平成20年6月 当社執行役員 平成24年3月 ヨコハマモールド(株) 代表取締役社長 (現在に至る) 平成25年3月 当社常務執行役員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ヨコハマモールド(株) 代表取締役社長	37,575株
10	ふるかわなおずみ 古河直純 (昭和19年12月22日生)	昭和42年4月 日本ゼオン(株)入社 平成9年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社監査役(現在に至る) 平成25年6月 日本ゼオン(株) 代表取締役会長(現在に至る) (株)トウペ会長(現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本ゼオン(株)代表取締役会長 (株)トウペ会長	13,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	おかだひでいち 岡田秀一 (昭和26年10月15日生)	昭和51年4月 通商産業省入省 昭和56年5月 ハーバード大学ロースクール修了 平成13年4月 内閣総理大臣秘書官 平成20年8月 通商政策局長 平成22年7月 経済産業審議官 平成24年9月 退官 平成25年1月 (株)NTTデータ経営研究所顧問(現在に至る) 平成25年3月 当社取締役(現在に至る)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 担当等は事業報告の「取締役および監査役の氏名等」欄に記載のとおりです。
3. 古河直純氏および岡田秀一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者 古河直純氏の重要な兼職先である日本ゼオン株式会社は、合成ゴムなどの主要な供給先であります。また、同社は、当社株式32,553千株(議決権比率10.11%)を有する大株主であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
- ①古河直純氏は、平成22年6月に当社監査役に重任し、本総会終結の時をもって任期満了となります。就任期間においては、企業の経営および経理・財務に関する豊富な知見に根ざした、積極的な意見表明や提言をいただいております。日本ゼオン株式会社における役員としての豊富な経験や見識を当社の経営に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
- ②岡田秀一氏は、平成25年3月に当社取締役に就任し、本総会終結の時をもって任期満了となります。就任期間においては、経済・社会など企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき、国際的な視点から、積極的な意見表明や提言をいただいております。引き続き、省庁における豊富な経験や見識を当社の経営に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 当社は、社外取締役候補者 岡田秀一氏を独立役員として指定し、東京証券取引所および名古屋証券取引所へ届け出ております。

7. 社外取締役候補者 古河直純氏および岡田秀一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
8. 社外取締役候補者 古河直純氏および岡田秀一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 岡田秀一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  
また、新任社外取締役候補者 古河直純氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年9ヶ月となります。
10. 当社は、社外取締役候補者 岡田秀一氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額であります。なお、同氏の選任が承認された場合は、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。  
また、新任社外取締役候補者 古河直純氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間でも同様の内容の契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって監査役古河直純氏は、任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであり、その監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
やま だ あき お 山 田 昭 雄 (昭和18年9月25日生)	昭和42年4月 公正取引委員会事務局入局 平成8年6月 公正取引委員会事務局取引 部長 平成9年6月 公正取引委員会事務総局審 査局長 平成10年6月 公正取引委員会事務総局経 済取引局長 平成12年6月 公正取引委員会事務総長 平成15年6月 公正取引委員会事務総長退 職 平成15年12月 公正取引委員会委員 平成20年12月 公正取引委員会委員任期満 了 平成21年5月 ジョーンズ・デイ法律事務 所シニアアドバイザー（現 在に至る） 平成22年6月 第一三共株監査役（現在に 至る）	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田昭雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山田昭雄氏は、行政機関等での経験に基づく専門知識と見識および他社における社外監査役としての実績を活かしていただくことで、当社の監査および監査体制をさらに強化できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 山田昭雄氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員要件を満たしていることから、当社は同氏を独立役員として各証券取引所に届け出る予定であります。
5. 山田昭雄氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
6. 山田昭雄氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭そのほかの財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 山田昭雄氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。

以 上

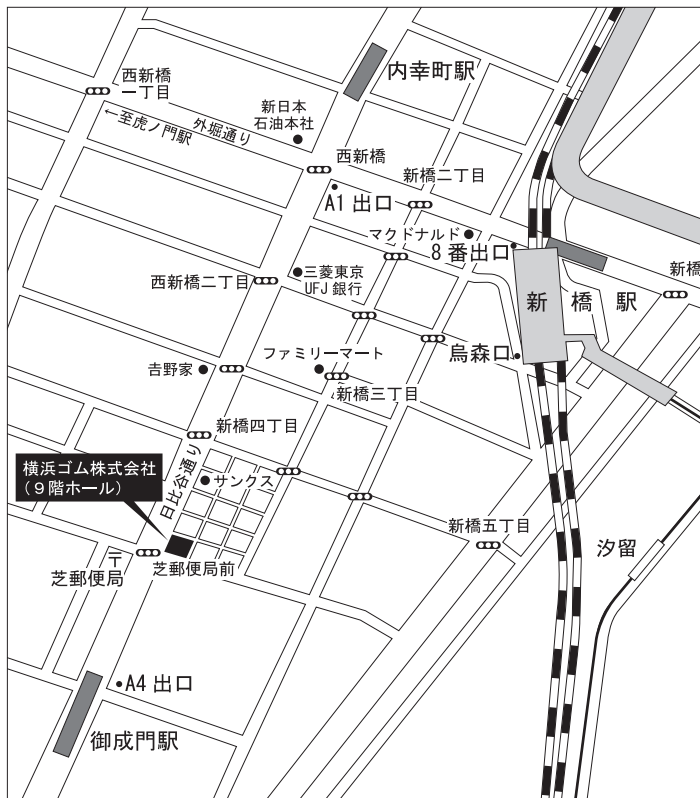


# 株主総会会場ご案内図

〒105-8685 東京都港区新橋5丁目36番11号

電話 (03) 3432-7111

横浜ゴム株式会社



(交通機関)

- ・JR 山手線「新橋駅」(烏森口)より 徒歩約15分
- ・地下鉄 銀座線「新橋駅」(8番出口)より 徒歩約15分
- 三田線「内幸町駅」(A1出口)より 徒歩約12分
- 三田線「御成門駅」(A4出口)より 徒歩約5分

(お願い) お車でのご来場はご遠慮願います。

